

2018\_12 ベスト懸賞\_解答・解説

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(2)	(5)	(3)	(3)	(3)	(4)	(2)	(2)	(5)	(1)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
97%	92%	87%	78%	95%	90%	85%	95%	97%	98%

1 表現の自由 正解 (2)

- (1) 正しい。「言論、出版その他一切の表現の自由」(憲法 21 条 1 項)とは、あらゆる手段による思想発表の自由をいい、思想発表の手段が何であるかは問わない。
- (2) 誤り。「出版の自由」(憲法 21 条 1 項)には、新聞、雑誌等の印刷物による表現そのものだけでなく、その印刷物が他人に伝達される自由も含まれる。
- (3) 正しい。判例は、駅構内で駅係員の許諾を受けずにビラの配布や演説を繰り返し、駅管理者の退去要求を無視して駅構内に滞留した行為について、鉄道営業法 35 条及び刑法 130 条後段(不退去罪)の規定により処罰しても、憲法 21 条 1 項に反しないとした(最判昭 59・12・18)。
- (4) 正しい。知る権利は、「国家からの自由」という伝統的な自由権だけでなく、国民が国政に関与するために様々な意見、知識、情報に接するという点で、参政権(「国家への自由」)的な側面も有する。
- (5) 正しい。判例は、事実の報道の自由も憲法 21 条 1 項の保障の下にあるとしつつ、報道のための「取材の自由」も同条の精神に照らし十分尊重に値するとしている(最大決昭 44・11・26)。

2 国会議員の地位 正解 (5)

- (1) 正しい。衆議院議員の任期は 4 年であるが(憲法 45 条)、前任者の任期途中で補欠選挙(公選法 113 条)が行われて議員となった者は、前任者の残任期間のみ在任することになる(公選法 260 条)。
- (2) 正しい。国会議員は、「法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。」(憲法 49 条)。しかし、裁判官の場合のような減額禁止規定(憲法 79 条 6 項後段、80 条 2 項後段)がないため、法律により歳費を減額することができる。
- (3) 正しい。憲法 51 条で定める免責特権の趣旨は、議院における議員の自由な発言、表決を保障することにある。したがって、議員である国務大

臣が、国務大臣としての立場で行った発言は、免責特権の対象にならない。

- (4) 正しい。 憲法 51 条の趣旨は、議員の自由な発言・表決を保障する点にあるから、「議院」とは議事堂内に限られず、広く議員の活動として職務上行った地方公聴会での発言等も免責特権の対象となる。
- (5) 誤り。 議員の不逮捕特権（憲法 50 条）の趣旨は、議員の身体の拘束により議院での活動が妨げられるのを防止することにあるから、刑事上訴追されない権利までは保障されない。

3 都道府県公安委員会の組織構成 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（警察法 39 条 1 項）。
- (2) 正しい。 都道府県公安委員会の委員は、地方公共団体の議会の議員、常勤の職員、又は短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない（警察法 42 条 2 項）。
- (3) 誤り。 枝文のような場合、当該都道府県等の議会の同意を得て、罷免することができる（警察法 41 条 2 項）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（警察法 43 条 1 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（警察法 42 条 3 項）。

4 行政機関個人情報保護法 正解 (3)

- (1) 正しい。 生存する個人に関する情報は、公開済みであるかどうかを問わず、「個人情報」（行政機関個人情報保護法（以下「法」という。） 2 条 2 項）に含まれる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（法 2 条 1 項）。
- (3) 誤り。 法にいう「個人情報」には、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる（法 2 条 2 項 1 号）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（法 2 条 2 項 1 号）。「その他の記述等」には、個人の識別が可能であれば、映像、顔写真、メールアドレス等も含まれる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（第 4 章「開示、訂正及び利用停止」）。

5 幫助犯 正解 (3)

- (1) 正しい。 幫助（刑法 62 条 1 項）とは、正犯の実行を容易にすることであるから、遅くとも実行行為と同時に行為される必要がある。正犯の実行行為が行われた後に、実行行為を容易にするということはありませんから、この場合に幫助犯は成立しない。
- (2) 正しい。 幫助（刑法 62 条 1 項）とは、実行行為に当たらない行為で

あって、正犯の実行行為を容易にするものをいい、凶器の貸与等の物質的援助のほか、激励・助言等の精神的なものでもよい。

- (3) 誤り。 不作為であっても、正犯の実行に寄与するものであれば、幫助犯が成立する（最判昭 29・3・2）。なお、不作為による幫助行為は、正犯の犯罪行為を防止する作為義務のある者により行われる必要がある。
- (4) 正しい。 正犯が、幫助されていることを知らずに犯罪を実行した場合（片面的幫助）でも、幫助犯は成立し得る（大判大 14・1・22）。
- (5) 正しい。 有形的な幫助行為が正犯の実行に全く役に立たず、幫助と実行行為の間に物理的な因果関係を欠くことになっても、正犯を精神的に援助、促進する場合には、精神的幫助となり幫助犯が成立する。

## 6 強盗罪 正解（4）

- (1) 正しい。 強盗罪（刑法 236 条 1 項）の手段たる暴行・脅迫は、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものでなければならず、その程度は社会通念に従って客観的に判断される（最判昭 24・2・8）。
- (2) 正しい。 例えば、単なる看守者であっても、財物強取の障害となる者であれば、暴行又は脅迫の対象となる。
- (3) 正しい。 強盗犯人が被害者を脅迫し、その反抗を抑圧されている間に財物を奪取すれば、強盗罪（刑法 236 条 1 項）が成立する（最判昭 23・12・24）。
- (4) 誤り。 居直り強盗の実行の着手時期は、強盗の故意をもって暴行・脅迫を開始した時であり、窃盗の実行に着手した時ではない。
- (5) 正しい。 強盗罪（刑法 236 条）の実行の着手時期は、財物強取の目的で、被害者の反抗を抑圧するに足りる暴行・脅迫が開始された時である。

## 7 略取・誘拐の罪 正解（2）

- (1) 正しい。 未成年者拐取罪（刑法 224 条）の保護法益には、被拐取者の自由のほか、親権者等の保護監護権も含まれる（福岡高判昭 31・4・14）。また、未成年者の保護監督者も、その未成年者の自由や他の保護監督者の監督権能を侵害した場合、本罪の主体となり得る（最決平 17・12・6）。
- (2) 誤り。 拐取罪の手段としての暴行・脅迫や欺罔・誘惑は、必ずしも被拐取者自身に向けられる必要はなく、被拐取者の保護者に向けられたものであってもよい。
- (3) 正しい。 離婚係争中・別居中の夫が、妻が養育していた園児を抱きかかえて自動車に乗せ連れ去ったという事案で、判例は、行為態様が粗暴であること、被拐取者が判断能力の備わっていない 2 歳児であること、略取

後の監護養育の見通しなどを考慮して、家族間における行為として社会通念上許容され得る枠内にとどまらないとして、未成年者略取罪（刑法 224 条）の成立を認めている（最決平 17・12・6）。

- (4) 正しい。本罪の主体は、人を拐取した者であるから、拐取時に他の拐取罪を犯す意図であったとしても、本罪の主体たり得る。
- (5) 正しい。拐取者身の代金要求罪（刑法 225 条の 2 第 2 項）における「略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者」とは、被拐取者の安否を親身になって憂慮するのが社会通念上当然と認められるような、特別な関係にある者を意味する（最決昭 62・3・24）。

## 8 緊急逮捕

正解（2）

- (1) 正しい。緊急逮捕の対象となる「罪」（刑訴法 210 条 1 項）とは、刑罰法令に定められている法定刑を意味するから、刑が必要的又は任意的に減免される幫助犯（刑法 62 条、63 条）、未遂犯（刑法 43 条）についても、緊急逮捕の対象となる。
- (2) 誤り。被疑者に告知すべき「その理由」（刑訴法 210 条 1 項）とは、被疑事実の要旨及び「急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができない」理由を意味する。
- (3) 正しい。通常逮捕における逮捕状の提示の規定（刑訴法 201 条 1 項）は、緊急逮捕の場合に準用されない（刑訴法 211 条参照）。もともと、実務上は、緊急逮捕状が発付された場合、被疑者に提示する運用がなされている。
- (4) 正しい。緊急逮捕の要件が満たされていれば、逮捕状の緊急執行（刑訴法 201 条 2 項・73 条 3 項）が相当でない場合でも、緊急逮捕することが許される。
- (5) 正しい。緊急逮捕状の発付は、逮捕行為が適法かつ妥当であったことを追認するものであるから、緊急逮捕状請求書の罪名及び被疑事実は、逮捕時のものでなければならない。

## 9 令状による捜索・差押え

正解（5）

- (1) 正しい。令状を提示（刑訴法 222 条 1 項・110 条）する趣旨は、令状の内容を了知させることにより、被処分者の権利を保護することにある。したがって、単に令状の存在を示すだけでは足りず、被処分者が令状の内容を認識し得る程度に示さなければならない。
- (2) 正しい。令状の提示（刑訴法 222 条 1 項・110 条）は、被処分者の権利を保護し、手続の公正を担保するため、令状の執行に着手する前に行う

のが原則である。もっとも、令状の執行を察知されれば短時間のうちに証拠隠滅されるおそれがある場合には、令状の執行に着手して入室し、その直後に令状を提示することも認められる（最決平 14・10・4）。

- (3) 正しい。令状の提示は、捜索・差押えを開始する要件にすぎない。したがって、令状の提示後、これを破棄されたとしても、捜索・差押えを継続することができる。
- (4) 正しい。捜索差押許可状は、相手が記載内容を十分に閲読・認識できる程度に提示すれば足り、それ以上に写真撮影の機会まで与える必要はない（東京地決昭 34・5・22）。
- (5) 誤り。公務所内で捜索差押許可状を執行するときは、その長又はこれに代わるべき者を立ち合わせなければならない（刑訴法 222 条 1 項・114 条 1 項）。この規定には、急速を要する場合に関する例外規定が置かれていないから、急速を要するときであっても立会人を必要とする。

#### 10 準現行犯逮捕

正解 (1)

- (1) 誤り。「犯人として追呼されているとき。」（刑訴法 212 条 2 項 1 号）に準現行犯逮捕が認められるのは、その者が犯人であることを明確に認識している者による追跡・呼号を受けていることによる。したがって、「追呼」する者は被害者に限定されない。
- (2) 正しい。一時的に犯人を見失っても、間もなく付近で犯人を発見し追跡・呼号を継続した場合には「追呼」（刑訴法 212 条 2 項 1 号）の継続が認められるが、犯人の姿を完全に見失って追跡を断念した後に偶然犯人を発見しても、「追呼」の継続は認められない。
- (3) 正しい。凶器等の「所持」（刑訴法 212 条 2 項 2 号）は、必ずしも逮捕の瞬間まで継続する必要はなく、逮捕者が犯人であると認めた時点で認められればよい。したがって、逮捕者が犯人であると認めた時点で凶器の所持を確認していれば、その後川に投げ捨てられても「所持」に当たる。
- (4) 正しい。「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。」（刑訴法 212 条 2 項 3 号）とは、犯罪行為そのものによって、身体や被服に外見上明白な証跡が生じている場合である。身体的特徴は、犯罪行為と関連性がないので、「犯罪の顕著な証跡があるとき。」に当たらない。
- (5) 正しい。枝文のとおり。「誰何」（刑訴法 212 条 2 項 4 号）の主体については制限がないので、私人による場合であってもよい。